

## 特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

「見える化」要件とは、令和 2 年度からの算定要件で介護サービス情報公開制度や自社のホームページを活用して、①特定加算の取得状況、②賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表することとされています。

この算定要件に基づき、当法人における①特定加算の取得状況、②賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組につきまして、以下のとおり公表します。

- ① 介護職員等特定処遇改善加算の取得状況  
「特定処遇改善加算Ⅱ」
- ② 賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

### 職場環境等要件について

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	5S 活動（業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善